

毎月11日は

「人権を確かめあう日」です



人権とは

人権とは、人間が自由、平等に幸せに生きることができると確認されている権利で、すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

私たちは、家庭、地域、職場、学校などで多くの人たちと関わり合いをもって生活しています。その中で一人ひとりが自分らしく生き、他の人たちと共にみんなが幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが大切です。

毎月11日は「人権を確かめあう日」とは

1965年8月11日、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とした「同和对策審議会答申」が出されました。この8月11日の「11日」を記念して1989年4月11日、毎月11日は「人権を確かめあう日」が設定されました。

毎月11日に、今一度人権について考え行動しようと呼びかけ、人権意識を高めあおうとするものです。

差別を許さない、真に自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりが人権に関する知識を習得するとともに、自分で考え判断し、話し合っって問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることが大切です。

差別をなくし、すべての人がお互いの存在を認め、人権を尊重しあえる社会を作るため、毎月11日は「人権を確かめあう日」とし、今一度、人権について考え、誰もが生まれてきて良かった、生きていて良かったと実感できるまちづくりを進めましょう！



2024. 4

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

